

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
広陵町	寺戸地区	令和3年3月12日	令和4年3月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.2ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	11.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.3ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当該地区はかつてイチゴの産地であったが、担い手の不足により栽培農家が激減した。奈良県から特定農業振興ゾーンの指定を受けたことを契機に、イチゴの産地復活を目的としてイチゴ栽培希望農家の誘致を図り、就農支援を進めているが、ゾーン北側については、イチゴの作付けに適した南北畝の田がほとんど無く、田面の高さも異なることから、作付けに適した状態への区画整備などが必要となっている。

また、イチゴ農家以外の後継者不足もあり、イチゴ農家以外の担い手の確保も課題となっている。

さらに、人・農地プランの範囲拡大に伴い、ゾーンのエリア拡大も視野に入れた整備や担い手の育成も必要である。

ゾーン指定地域以外においても、現状の農業従事者が高齢であり、体力的にも限界を感じてきている段階であるが、後継者がおらず、また、農業の収益性の低さや農機具の維持・更新のかかるコストの高さから、農業に対する魅力・将来性が感じられず、担い手の育成が難しい状態となっている。

また、地区内の農地は、不整形で大きさも様々であり、また、作業道も狭いことから、機械が入りにくい状態となっており、効率的な農業を進めるには、区画拡大などの耕作条件の改善が必要である。

そのほか、地区内の中心経営体が、担い手のいない農地の引き受けに応じ、高収益作物の転換が図れるかが課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定農業者、認定新規就農者や集落営農組合といった中心経営体対象に農地の集約を進める。
地区内での新たな担い手となるイチゴ農家の流入を促し、そちらへの農地の集積も行う。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	担い手A	水稲+野菜	0.4 ha	水稲+野菜	0.6 ha	寺戸地区
認農	担い手B	水稲+野菜+花卉	0.3 ha	水稲+野菜+花卉	0.5 ha	寺戸地区
認農	担い手C	野菜	0.2 ha	野菜	0.4 ha	寺戸地区
認農	担い手D	野菜	0.3 ha	野菜	0.4 ha	寺戸地区
認就	担い手E	野菜	0.1 ha	野菜	0.2 ha	寺戸地区
その他	担い手F	—	— ha	野菜	0.2 ha	寺戸地区
			ha		ha	
計	6 人		1.3 ha		2.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>将来の経営農地の集約化を目標に農地所有者が貸し付けを行う際は農地中間管理機構を介して進めることを基本とする。</p>
<p>農業水利施設及び農道といった環境整備について検討する。</p>
<p>収益性の高いイチゴの生産規模拡大を目指し、既存のイチゴ農家の規模拡大や新規参入に取り組む。</p>
<p>地区内に設置する農業版コワーキング施設において、イチゴ農家の育成を進め、研修終了後に認定新規就農者として地区内で営農開始ができるよう支援を行う。また、イチゴについては観光農園化や加工販売などさらなる高収益化に向けた取り組みについて検討する。</p>